

令和6年度吹田市立保育園・認定こども園等看護師会計年度任用職員の名簿登録者募集要項

会計年度任用職員の登録者を次のとおり募集します。繁忙期や欠員補充など必要に応じて、名簿登録者の中から選考により任用します。

任用の場合は所属の担当者から本人へ連絡します。

登録者の中から必要に応じて選考の上、任用しますので、登録された方が必ず任用される訳ではありません。なお、この登録は令和6年度末まで有効です。

1 募集職種

- (1) 看護師
- (2) 医療的ケア看護師

2 主な勤務内容

- (1) 公立園の園児の健康管理業務
- (2) 特別な支援を必要とする乳幼児に対する医療的ケア・園生活の補助業務

3 必要な資格

- (1)・(2)看護師免許

以下の欠格条項のいずれかに該当する人は申込できません。

欠格条項（地方公務員法第16条）

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 勤務条件

(1)看護師

業務内容	公立園の園児の健康管理業務(看護師免許が必要)
勤務場所	公立保育所、公立認定こども園(勤務地は相談可)
勤務時間	8時45分～17時15分(シフト、勤務園により変動あり) ※その他、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、勤務時間以外の時間に勤務を命ずることがあります。
休憩時間	45分
勤務日	週5日(月曜日～金曜日) ※保育所、幼保連携型認定こども園では、シフトにより土曜日出勤の可能性あり(応相談)
給与	月額228,256円～255,584円(地域手当含む) ※再度の任用時には、該当職種としての経験に応じて、一定の範囲で金額が加算される場合があります。
諸手当、福利厚生等	①通勤手当(上限55,000円) ②期末手当等(6月・12月) ③退職手当(一定の支給条件あり) ④勤労者福祉共済 ⑤年次休暇等(任用期間に応じた日数を付与します。) ※①②は吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき支給されます。
社会保険	①健康保険(共済組合)※ ②厚生年金 ③雇用保険等 ※勤務場所により、大阪府市町村職員共済組合又は公立学校共済組合に加入します。
任用期間	任用日(令和6年4月1日以降)から令和7年3月31日まで ※次年度以降も任用の必要性があり、かつ勤務成績が良好な場合は再度の任用を行うことがあります。
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
その他	任用時はすべて条件付とし、原則として任用後1か月を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

※1 任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※2 任用までの間に、任用することにふさわしくない非違行為等があった場合は、任用しません。

※3 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は任用されません。

※4 任用の場合は所属の担当者から本人へ連絡しますので、詳細な勤務条件についてはその際にお問い合わせください。

(2)医療的ケア看護師

業務内容	特別な支援を必要とする乳幼児に対する医療的ケア・園生活の補助業務(看護師免許が必要)
勤務場所	公立保育所、公立認定こども園、公立幼稚園(勤務地は相談可)
勤務時間	8時45分～17時15分(シフト、勤務園により変動あり) ※その他、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、勤務時間以外の時間に勤務を命ずることがあります。
休憩時間	45分
勤務日	週5日(月曜日～金曜日) ※保育園、幼保連携型認定こども園では、シフトにより土曜日出勤の可能性あり(応相談)
給与	月給 247,632円～272,832円(地域手当含む) ※再度の任用時には、該当職種としての経験に応じて、一定の範囲で金額が加算される場合があります。
諸手当、福利厚生等	①通勤手当(上限 55,000円) ②期末手当等(6月・12月) ③退職手当(一定の支給条件があります) ④勤労者福祉共済 ⑤年次休暇等(任用期間に応じた日数を付与します。) ※①②は吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき支給されます。
社会保険	①健康保険(共済組合)※ ②厚生年金 ③雇用保険 等 ※勤務場所により、大阪府市町村職員共済組合又は公立学校共済組合に加入します。
任用期間	任用日(令和6年4月1日以降)から令和7年3月31日まで(最長) ※次年度以降も任用の必要性があり、かつ勤務成績が良好な場合は再度の任用あり。
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
その他	任用時はすべて条件付とし、原則として任用後1か月を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

※1 任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※2 任用までの間に、任用することにふさわしくない非違行為等があった場合は、任用しません。

※3 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は任用されません。

※4 任用の場合は所属の担当者から本人へ連絡しますので、詳細な勤務条件についてはその際にお問い合わせください。

5 登録手続

(1) インターネット申込の場合（できるだけインターネットで申込してください。）

ア 登録申込フォーム

吹田市ホームページの「令和6年度吹田市立保育所・幼稚園・認定こども園会計年度任用職員の登録を募集します」ページ内に登録申込フォームのリンクを設けます。登録申込フォームには、希望職種、資格等以外にも志望理由等の文章入力が必要です。登録申込フォームで入力項目を事前に確認し、入力内容を準備した上で、手続きをしてください。（システム上、入力には一定の時間制限があります。）

また、写真（申込前3か月以内に撮影した上半身脱帽、正面向で、本人と確認できるもの）及び資格証・免許状の写しのアップロードが必要です。アップロードできるファイルの形式は、「.jpeg」、「.jpg」、「.png」です。

イ 注意事項等

(ア)登録申込フォームから手続きを行った後に、「申込完了通知メール」が吹田市から自動送信されます。「申込完了通知メール」が届かない場合は、申込手続に不備がある可能性が高いので吹田市児童部保育幼稚園室総務担当へ連絡してください。（電話:06-6384-1541）

(イ)登録に使用するメールアドレスはパソコンかスマートフォンのメールアドレスを使用してください。フリーメールでも可能です。フィーチャーフォンのメールアドレスで申込をされた場合、メールが届かない場合があります。これにより、受験できなかった時の責任は負いませんのでご注意ください。

(ウ)登録申込で使用するパソコン等の通信回線に係るトラブルについては、一切責任を負いません。

(エ)登録申込内容に不備がある場合には、申込者へ内容照会することがあります。このために生じた登録申込の遅延等については、責任を負いませんので、注意して手続きしてください。

(オ)登録申込の際に利用者登録は必要ありません。

(2) インターネット申込ができない場合

ア 登録申込先

吹田市児童部保育幼稚園室 〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

イ 登録申込時の提出書類及び申込手順

(ア) 提出書類

a 履歴書

書式自由。必要事項（氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、eメールアドレス、希望職種、希望する勤務条件（勤務期間、勤務可能時間、勤務可能日、希望勤務園等）、免許・資格、学歴、職歴、志望動機等）を記入してください。

b 写真（縦4.0cm×横3.0cm程度）

申込前3か月以内に撮影した上半身脱帽、正面向で、本人と確認できるもの1枚。写真の裏面に氏名を記載してください。

c 資格証・免許状等の写し（該当する方のみ）

(イ) 申込手順

- a 履歴書に必要事項を記入の上、写真を貼付してください。（不備のないよう十分注意してください。）
- b 登録申込書を郵便で送付してください。封筒の表には「登録票在中」と朱書きして郵送してください。